

●香川県警察本部告示第7号

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月11日

香川県警察本部長 那 須 修

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程（平成12年香川県警察本部告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(書類の提出先の特例)</p> <p>第1条の2 法第6条第3項若しくは令第2条第1項の規定による申請又は法第7条第1項（法第13条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第13条第3項の規定による届出に係る書類及び施行規則第4条第1項の申請書は、当該自動車の保管場所（法第7条第1項の規定による届出の場合は、変更後の保管場所）の位置が<u>大部駐在所、大鐔駐在所、北浦駐在所、土庄交番、四海駐在所、豊島駐在所、池田駐在所又は三都駐在所（第5条において「大部駐在所等」という。）</u>の所管区にあるときは、<u>土庄交番</u>に提出することができる。</p> <p>(証明書の再交付の手続)</p> <p>第5条 自動車の所有者は、令第2条第1項に規定する書面を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、別記様式第8号の自動車保管場所証明書再交付申請書を提出して、その再交付を求めることができる。この場合において、当該自動車の保管場所の位置が<u>大部駐在所等</u>の所管区にあるときは、当該申請書を<u>土庄交番</u>に提出することができる。</p>	<p>(書類の提出先の特例)</p> <p>第1条の2 法第6条第3項若しくは令第2条第1項の規定による申請又は法第7条第1項（法第13条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第13条第3項の規定による届出に係る書類及び施行規則第4条第1項の申請書は、当該自動車の保管場所（法第7条第1項の規定による届出の場合は、変更後の保管場所）の位置が、<u>別表の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所</u>の所管区にあるときは、<u>同表の右欄に掲げる交番</u>に提出することができる。</p> <p>(証明書の再交付の手続)</p> <p>第5条 自動車の所有者は、令第2条第1項に規定する書面を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、別記様式第8号の自動車保管場所証明書再交付申請書を提出して、その再交付を求めることができる。この場合において、当該自動車の保管場所の位置が、<u>別表の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所</u>の所管区にあるときは、当該申請書を<u>同表の右欄に掲げる交番</u>に提出することができる。</p> <p>別表（第1条の2、第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1189 1300 2067 1425"> <thead> <tr> <th>警 察 署</th> <th>交 番 又 は 駐 在 所</th> <th>交 番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県小豆警察署</td> <td>大部駐在所 大鐔駐在所 北浦駐在所 土庄交番 四海駐在所 豊</td> <td>土庄交番</td> </tr> </tbody> </table>	警 察 署	交 番 又 は 駐 在 所	交 番	香川県小豆警察署	大部駐在所 大鐔駐在所 北浦駐在所 土庄交番 四海駐在所 豊	土庄交番
警 察 署	交 番 又 は 駐 在 所	交 番					
香川県小豆警察署	大部駐在所 大鐔駐在所 北浦駐在所 土庄交番 四海駐在所 豊	土庄交番					

	島駐在所 池田駐在所 三都駐在所	
香川県丸亀警察署	与北駐在所 善通寺交番 龍川駐在所 吉原駐在所	善通寺交番
	豊原駐在所 多度津交番 四箇駐在所 白方駐在所	多度津交番

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。